

次期京都市人権文化推進計画検討部会における検討状況について

1 第1回検討部会の概要について

- (1) 日 時 平成26年7月3日(木) 午後1時～午後2時50分
- (2) 場 所 京都市役所本庁舎 E会議室
- (3) 出席者 検討部会メンバー：安藤仁介，安保千秋，岩渕信明，矢野昌浩
京都市：平竹文化市民局長，吉川市民生活部長，東人権文化推進課長
その他：京都市役所内関係各課
- (4) 検討内容 (ア) 人権教育・啓発に関する課題
(イ) 人権教育の方向性
(ウ) 人権啓発の方向性
(エ) 人権に関する市民意識調査(平成25年度実施分)に係る追加分析

(5) 主な意見

[若者への啓発について]

- 若者のコミュニケーションツールの変化により，目の前の人との関係よりもインターネットの中の世界に関心があるという状況を念頭において，教育や啓発を行っていくことが必要である。
- 他人との関わりを避け，必要な時だけネットで繋がるという若者もいるため，地域社会の中で顔を見合わせて協力できる土壌作りが大切である。
- 京都は，大学のまちであり，大学生の人数も多いため，大学生への啓発が大切である。

[企業顕彰について]

- 人権尊重を基盤とする企業活動に積極的に取り組む企業を顕彰する制度は，企業の自主的な取組とマッチすれば，よいものになるのではないか。
- 顕彰するに当たっては，企業が法律を遵守しているだけではなく，それ以上の取組を行っていることが必要である。
- 企業の従業員から，自分が働いている会社はこういう取組をしているという発信をしてもらったうえで，企業を顕彰すればよいのではないか。

[計画の項目立てについて]

- 個人に対する啓発を「市民啓発」，個人以外を対象として企業・団体に対する啓発を「企業啓発」として分けているが，「企業」というと営利を目的としているイメージがあり，その中に教育機関である大学を含めることに違和感があるので，企業，大学，その他の団体に分けた方がよいのではないか。
- 京都市が大学に対して何ができるのかを考え，大学における教育という項目を追加するのか，企業啓発に含めるのかを検討すればよいのではないか。

[その他]

- 社会教育では「京都はぐくみ憲章」の理念の下，PTA活動等の支援を通じて」とあるが，自分の子どもが卒業するとそういった機会がなくなるので年配者でも教育を受けられる機会を提供すべきではないか。
- 地域の繋がりが薄くなり，他人が困っていても手を差し伸べることが減ってきているため，人権の視点からの「すみよいまちづくり」を打ち出せばどうか。

2 第2回検討部会の概要について

- (1) 日 時 平成26年7月16日(水) 午後1時～午後2時30分
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 検討部会メンバー：安藤仁介，安保千秋，岩渕信明，矢野昌浩
京都市：平竹文化市民局長，吉川市民生活部長，東人権文化推進課長
その他：京都市役所内関係各課
- (4) 検討内容 (ア)「保障」(各重要課題)における今後の施策の在り方について
(イ)「相談・救済」における今後の施策の在り方について
(ウ)「人権教育・啓発の方向性」への意見に関する検討状況

(5) 主な意見

[保障について]

- セクシャル・ハラスメントは，一定数の相談があるため，施策として記載すべきである。
- 虐待に関する取組については，予防と防止の両方の観点が必要である。
- 各重要課題における「その他の課題」という表現については，市民感覚からいうと軽くとりあげている印象を受けるので項目の分け方に工夫が必要である。
- 経済状況の厳しさから雇用が不安定になり，職場におけるパワーハラスメントに関する取組が，今後はより一層重要になる。
- 各重要課題別の項目のくくり方について，対象をどうとらえるか，何を人権上の問題としてとりあげているのか，視点をはっきりとさせる必要がある。

[相談・救済について]

- 市民が保障や相談に関する情報を有効に活用するため，情報のネットワーク化が必要である。

[その他]

- 大学生が啓発の対象にとどまらず，自らが人権について自由な活動を行えるような「学生のまち京都」ならではの取組・支援ができないか。
- 人権問題に率先して取り組んでいる企業が増加しているなど，前向きなメッセージを発信することが必要である。
- インターネットによる人権侵害に対する具体的な施策は難しいとしても，人権侵害を決して許さないという土壌づくりが重要である。そのことを第1章の基本的な考え方に記載してはどうか。